

平成27年度 第12回豊岡市教育委員会の会議（定例会）会議録

○ 開会及び閉会の日時及び場所

平成28年3月22日（火）

場 所 豊岡市役所本庁舎3階 庁議室

所在地 豊岡市中央町2番4号

開会時間 午前9時00分

閉会時間 午前11時25分

○ 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	委員（委員長）	深田 勇
	委員	友田 千織
	委員	宮嶋 珠美
	委員	中川 茂
	委員（教育長）	石高 雅信

欠席委員 なし

○ 委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名

事務局	教育次長	丸谷 統一郎
	教育総務課長	和藤 達也
	こども教育課長	田淵 重遠
	こども教育課参事	鳥居 保
	こども育成課長	福富 省吾
	教育総務課長補佐	堂垣 真弓
	教育総務課係長	向原 芳江

事務局以外 地域コミュニティ振興部  
コミュニティ政策課参事 真島 利之  
生涯学習課参事 小谷 士郎  
出石振興局  
地域振興課参事 阪本 義典

○ 日程

第1 会議録署名委員の指名

友田 千織 委員

第2 前回の会議録の承認

平成28年2月18日（木）開催 第11回定例会

平成28年3月9日（水）開催 臨時会

### 第3 教育長の報告

#### 第4 地域コミュニティ振興部の報告

##### 1 コミュニティ政策課

(1) 地区公民館長の職務代行について

##### 2 生涯学習課

(1) 社会教育委員のあり方検討専門部会設置について

(2) 平成28年度教育委員会補助執事業予算案について

(3) 「こころの詩」募集について

(4) 平成28年度人権に関する市民意識・実態調査について

#### 第5 議事

- 議案第52号 豊岡市史跡整備委員会委員の委嘱について 【非公開案件】
- 議案第53号 豊岡市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第54号 豊岡市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第55号 豊岡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第56号 豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第57号 豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令制定について
- 議案第58号 豊岡市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱制定について
- 議案第59号 豊岡市学校施設整備計画の策定について
- 議案第60号 第3次とよおか教育プラン平成28年度実践計画の策定について
- 議案第61号 旧豊岡市立西気小学校建物及び構築物の教育財産としての用途廃止について
- 議案第62号 旧豊岡市立西気小学校用地及び建物の教育財産としての用途廃止について
- 議案第63号 旧豊岡市立三江幼稚園用地及び建物の教育財産としての用途廃止について
- 議案第64号 旧豊岡市立港西幼稚園建物の教育財産としての用途廃止について
- 議案第65号 旧豊岡市立清滝幼稚園建物の教育財産としての用途廃止について
- 議案第66号 旧豊岡市立資母幼稚園建物の教育財産としての用途廃止について
- 議案第67号 豊岡市立歴史博物館「但馬国府・国分寺館」用地の教育財産としての用途廃止について
- 議案第68号 寄附物件の申出について (18件)
- 報告第18号 平成28年3月市議会答弁概要について
- 報告第19号 豊岡市多子世帯保育料軽減事業実施要綱の一部を改正する要綱制定について

#### 第6 教育委員会事務局の報告

##### 1 教育総務課

(1) 平成27年フィフティ・フィフティシステムの実施結果について

##### 2 こども教育課

- (1) 平成28年度入学式（入園式）について
- (2) 豊岡市こども支援センター2月の活動状況報告について

#### 第7 教育委員会活動予定

- 1 次回教育委員会会議の日程について
- 2 今後の活動・行事予定

#### ○ 会議の概要

開会 午前9時00分

(深田委員長)

ただいまから平成27年度第12回定例教育委員会会議を開会いたします。本日は教育委員の方々全員ご出席ですので、定足数を満たしております。よって会議は成立しているということをまず報告させていただきます。

では本日は大変議題も多いですので、即議題に入っていきたいと思います。

#### [日程 第1 会議録署名委員の指名]

(深田委員長)

第1、会議録署名委員の指名です。本日は友田委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### [日程 第2 前回の会議録の承認]

(深田委員長)

第2、前回の会議録の承認です。平成28年2月18日に開催いたしました平成27年度第11回の定例会、および3月9日に開催いたしました臨時会の会議録について、委員の方々の承認を求めるものです。事前に配付して委員の方々には確認をしていただいておりますが、何か修正だとか誤りなどありましたでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

「なし」ということですので、会議録につきましてはこのように承認するということに決定いたしました。

#### [日程 第3 教育長の報告]

(深田委員長)

第3、教育長の報告に移ります。では、教育長報告をお願いいたします。

#### 《教育長の報告概要》

2月18日から今回の定例教育委員会会議開催までの期間における教育活動の概要

- \* 2月24日に豊岡総合高校と協議を行った。実は、昨年10月に総合高校の方から、「豊岡の小中一貫教育について、どういった取組をされるのかお話を聞きしたい」といった要望があったが日程調整がうまくできておらず、この日になった。我々の方からは豊岡が目指している小中一貫教育の説明をし、そして高校からの質問を受けるという形で協議を行った。ただ、この2月24日の協議の中で、高校サイドがしっかりと系列としてどんな形で取り組んでいくのかという中身がまだ議論されていないのだということを私自身が感じたので、この会議が終わってから校長先生と少し話をする中で「これではいつまで経っても前にいきませんね。なんとかこれを前に進めるために具体的なお話をしましょう」と投げかけたところ、「今回の提案を受けて高校から具体的に何ができるのかということ5月に提示しますので、5月まで待ってください」というのが校長先生の返事であった。そして先日、議会での質問もあったので、5月に協議するまでに、一度校長先生と私で話をさせていただきたいという申し入れをしたところ、3月29日にその協議をすることになった。その時に、高校を所管する県教育委員会の高校教育課に入ってもらった方が一気にその後で話が進むのではないかとということで県と協議をし、高校教育課長、但馬教育事務所長も同席してその話し合いをすることにしている。
- \* 3月1日に小学校に勤務する新採用の教職員、5日に中学校に勤務する新採用の教職員の面談をした。小学校についてはできるだけ但馬の人をとということで、豊岡市や但馬の出身者が多かったが、中学校については、ほとんど但馬外からで、淡路の方の出身者もいるので、また数年たった後、今度は次の勤務地を探すということにもなつてこようかと思っている。
- \* 3月6日に但馬地域夢会議に出席した。市内3人の子どもたちが将来の夢を発表した。最後に金澤副知事が講評され、「今の子どもたちにふるさと学習をしっかりとしてほしい、そのことが地域を誇れる子どもを作るのだ」と言われた。まさに豊岡がこれからやろうとしていることを県としても進めていきたいと言われたので、豊岡の方向は県の方向と一致するものであるということ改めて認識した。

《教育委員の質問・意見概要及び教育長の回答・説明概要》

(石高教育長)

中学校の卒業式では、久しぶりに豊岡南中学校の卒業式に行かせていただいた。子どもたちが非常に大きな声で歌を合唱して、在校生が大きな拍手で卒業生を送り出していた。「南中学校卒業式で、こんな素晴らしい卒業式を見たのは久しぶりだな」と思った。大きな声で歌が歌えるということは、卒業証書の授与でも大きな声で返事ができる、の裏返しでもある。したがって大きな声で歌が歌えるということは、まずその学校では問題があまり起こっていないのだと思った。

今、豊岡市の問題行動件数は、2月末までの集計によると今までよりも激減している。そういう面では、中学生も少しずつ今までの取組が効果を上げてきたかなと思う。ただ、不登校がやはり多いというのは、これは気にかかる所であり、そのあたりを今後どうしていくのかということについて、我々としては取り組んでいく必要があるのではないかという思いを持っている。

(友田委員)

質問だが、3月10日のクリエイティブCafeというのはどんなものか。

(石高教育長)

市長と平田オリザ氏が対談されて、それを我々が聞いているというものであった。

(深田委員長)

その他何か質問等ありますか。

では教育長の報告、以上で終了させていただきます。

#### [日程 第4 地域コミュニティ振興部の報告]

(深田委員長)

第4、地域コミュニティ振興部の報告に入ります。まず最初に、コミュニティ政策課からの報告を受けたいと思います。コミュニティ政策課参事、説明をお願いいたします。

### 1 コミュニティ政策課

《コミュニティ政策課参事の報告概要》

#### (1) 地区公民館長の職務代行について

合橋地区公民館長の職務代行について報告する。本来、地区公民館長については、地区民の民意を反映するために地区の区長会長から候補者を推薦いただき、その推薦に基づいて、その後開催される直近の教育委員会に諮り、承認を得た上で任命を行っている。

このたび合橋地区の公民館長の突然の死去に伴い、区長会長に館長の推薦について依頼したが、区長会長から「当該地区はコミュニティ組織の『合橋地域づくりの会』の会長を兼務していることから区長会の一存で決定はできない。決定まで相当の期間を要する」という回答があった。しかし公民館の業務については日々進められており、長期にわたって館長が不在となれば日々の事務や事業に支障をきたすということになる。

このようなことから、現在公民館には職務代行を定める規定はないが、現中央公民館長を職務代行者として定めることにした。なお、今後4月の人事異動等で中央公民館長に異動があった場合については、新しく中央公民館長になった職員に引き継がせることにしている。

職務の内容としては、地区公民館が行う各種事業の実施や、平素の事務所属職員の管理監督というようなことである。代行期間としては、合橋地域づくりの会の総会が4月に開催される予定となっており、最長で5月の末と見込んでいる。今後の予定としては、地区からの推薦を受け、4月もしくは5月の定例教育委員会会議で諮り、承認を得た上で任命したいと考えている。

(深田委員長)

説明は終わりました。何かこの件につきまして質問や意見はありますか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では、質問・意見、打ち切りをさせていただきます。このようになっているという報告ですの

で、よろしくお願ひします。以上でコミュニティ政策課の報告は終了いたしました。

続きまして、生涯学習課より報告を受けたいと思います。4点ありますが、一括して説明をお願ひしたいと思います。では生涯学習課参事、説明をよろしくお願ひします。

## 2 生涯学習課

《生涯学習課参事の説明概要》

### (1) 社会教育委員のあり方検討専門部会設置について

社会教育委員のあり方検討専門部会の設置について、資料の設置要綱のとおり、豊岡市社会教育委員に関する条例第3条の規定に基づき、この専門部会を2月26日に設置した。

設置目的は、平成29年度から公民館が地域コミュニティに移行する、あるいは、県や近畿の情報を見ていくと、社会教育委員の役割というのが結構変わってきているという状況があり、そういう中で、委員にこういった状況を今後どうしていくのがベストなのか等々の意見を聞いて、それをもとに今後組織をどうしていくのかということを検討するためである。これから、子どもたちや青少年を、どのようにして地域で育むかという問題がすごく大きくなってこようかと思う。そういったことを真剣に考えていただき、今後の組織の在り方について、6月半ば頃を目途に検討していただく予定にしている。委員は各地区から代表の6名となっている。

### (2) 平成28年度教育委員会補助執事業予算案について

平成28年度教育委員会補助執事業予算案について、資料に一覧表を付けている。これは教育委員会に関係する地域コミュニティ振興部予算の概要ということで全体を挙げており、太字ゴシック部分については、教育委員会の補助執事業ということで、ご覧いただきたい。

補助執行の部分で大きく変わったところについてのみ説明をさせていただく。公民館整備事業費について、竹野南、三方、国府、清滝、西気の各公民館の整備・改修を行う予定にしている。

図書館管理費では、大きなところでは図書館本館の照明をLED化する予定、さらに現在、新しいシステムが稼働しているが、そのシステムを動かす端末のサポートが今年度で終了するので、その端末のパソコン38台とプリンター25台を更新する予定、さらに屋上にある空調設備が動かなくなってきているので、その更新を予定している。

### (3) 「こころの詩」募集について

「こころの詩」募集について、「こころの詩」というのは、出石地域で以前から取り組まれていたものを全体的に広げるというものだが、人権感覚の向上に役立てるために、今まで人権標語であったり、ポスター、人権作文といったものの募集を行っていた。それに追加して「こころの詩」の作品を募集するというもの。人権標語やポスター等と一緒に募集させていただこうと思っている。募集スケジュールは、6月中旬に募集依頼をして、夏休みに考えていただき、9月に応募となる。最終的には小中学校全校に成果を配布する予定にしている。

主催については豊岡市と豊岡市人権教育推進協議会で行いたいと考えている。

### (4) 平成28年度人権に関する市民意識・実態調査について

平成28年度人権に関する市民意識・実態調査については、過去の人権教育啓発活動の検証として、今後の施策の方向性を見定めることを目的として、この調査を実施するもの。

7月上旬から下旬にかけてアンケートを実施する予定である。このアンケートについては、結果に基づいて施策を展開するというものではなく、参考として扱うということを前提に行う予定にしている。なおこの調査については、検討委員会を設置するのだが、学校関係の質問が入ってこようかと考えているので、メンバーの中に学校関係者として、港中学校の校長先生に参加していただく予定にしている。

アンケートの柱は、個々人の人権意識について、本市の人権課題について、個別の人権問題についてさらに掘り下げて聞いていきたい。地域差別事象にあったときの考え方や行動について、今後の人権教育について、このあたりをアンケートの質問にしていきたいと考えている。この質問については、検討委員会のメンバーに決めていただく予定にしている。

#### 《教育委員の質問・意見概要及び事務局の回答・説明概要》

(中川委員)

社会教育委員のあり方検討専門部会設置要綱について、説明を聞きもらったのかもしれないが、3条で「委員の6名をもって組織する」とある。この委員というのは社会教育委員の中でということか。

(生涯学習課参事)

社会教育委員の中で、各地域から選出されている6名の方にあたっていただいている。

(中川委員)

ということは、あくまでも内部的な検討会議という理解でいいのか。

(生涯学習課参事)

そのとおりである。

(宮嶋委員)

(4)のアンケートというのはどのような方法で実施するのか。無作為に送られるのか。

(生涯学習課参事)

20歳以上の市民2,000人を対象として無作為に抽出して、それぞれ年代別にある程度の率を決めさせていただこうと思っている。

(深田委員長)

質問というよりも意見だということで聞いていただきたい。2つある。1点目は、教育委員会の補助執行事業とは直接関係はないと思うが、家庭教育推進事業費の187,000円について、他の事業の予算から見れば、大変事業としても縮小しているという気がする。やはり家庭教育というのは大変重要なファクターだと思うので、工夫をして事業の充実を図ってほしいという思いを持っている。

2点目は「こころの詩」の件だが、出石地域では11月にこの件の表彰式をする。年々受賞者が出席されなくなっていて、本来の趣旨等が活かされていない寂しい表彰式になっているので、学校ともタイアップして、きちっとしてほしいと思う。周りの方々も皆、「なんや、こんなやつたら、せんほうがええんちがうか」というような声が出るような状態にもなっている。出石

地域のことで、この提案とは直接関係ないかと思うが、生涯学習課でそういうことについても配慮いただきたい。

(生涯学習課参事)

家庭教育推進の関係については、額としたら大変少ない額かと感じるが、他の事業と関連をして実施をするものもたくさんある。例えば、「ふれあいの祭典県民文化普及事業開催」については、家庭教育の推進に位置付けている。また青少年健全育成関係や人権関係にもあわせて実施していきたいと考えている。主にここに挙げている予算については、啓発的なもの、チラシなどを作る経費を中心的に上げているので、ご了承いただきたい。ただ、もっと家庭ということを大事にしていく必要があるので、検討していきたいと思う。

また、こころの詩の関係だが、この分野については、表彰式をポスターや作文といったものと一緒に実施をする予定にしている。

(深田委員長)

質問・ご意見以上でよろしいでしょうか。では以上で打ち切りをさせていただきます。

以上で地域コミュニティ振興部の報告はすべて終了いたしました。

## [日程 第5 議事]

(深田委員長)

第5、議事に入らせていただきます。本日の議事ですが、議案第52号につきましては、人事案件となりますので、改正前の豊岡市教育委員会会議規則第18条第1項の規定に基づきまして非公開としてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

「異議なし」と委員の方々の了承が得られましたので、非公開とさせていただきます。

本日は傍聴人の方がいらっしゃいませんので、このまま続けさせていただきます。

## ○議案第52号 豊岡市史跡整備委員会委員の委嘱について

### 【非公開会議】

《 豊岡市史跡整備委員会設置要綱第4条の規定に基づき、豊岡市史跡整備委員会委員を委嘱することについて、教育総務課長が説明し、審議の結果、「異議なし」と決定された。 》

(深田委員長)

以上で非公開の議案につきましては終わりましたので、議案53号以降につきましては、会議を公開として審議をいたします。

引き続きまして、議案第53号「豊岡市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。出石振興局地域振興課参事、説明をお願いいたします。



○議案第53号 豊岡市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則制定について

《出石振興局地域振興課参事の説明概要》

議案第53号、豊岡市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則制定について説明する。

平成28年4月1日から公平性の向上、使いやすさの向上等の観点から、改正行政不服審査法が施行される。現行法の下では上級行政庁がない処分については処分庁、すなわち市教育委員会に異議申立てを行うこととされていた。今回の改正法により次の3点の変更される。1点目は不服申立てをすることのできる期間が、「60日以内」から「3か月以内」に延長される。2点目は「異議申立て」という名称が、上級行政庁の各処分の手続きと同様に、「審査請求」に変更される。3点目は、審査請求に変更されることから当該不服申立てに対する審査庁の判断は、「決定」から「裁決」という用語に変更される。これらの変更は平成28年4月1日以後に行った処分に対する不服申立てから適応されるので、この法律改正に係る教育委員会の該当規則の改正をこのたび提案するもの。

具体的には、様式第2号の伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可・不許可通知書において、一番下の欄の注意の項目内の表示文「60日以内」を「3か月以内」に、また「不服申立て」を「審査請求」に、また「対する決定」を「対する裁決」に改めるものである。なお附則により、この規則は平成28年4月1日から施行するものである。

教育委員会が審査庁である場合、審理員手続き及び第三者機関への諮問は不要となっている。また情報公開および個人情報保護に係る審査請求についても、情報公開・個人情報保護審査会が第三者による合議制の機関として既に機能しているので、審理員手続き及び第三者機関への諮問は不要となっている。

(深田委員長)

説明は終わりました。では質疑に入ります。質問等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では、質疑打ち切ります。討論に入ります。ご意見等はありませんか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では、討論打ち切ります。お諮りいたします。本案については原案のとおり承認するというごことに決定をしてご異議ありませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

「意義なし」の声がありますので、異議なしと認めます。議案第53号につきましては、原案のとおり承認するという事に決定をいたしました。

続きまして、議案第54号「豊岡市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

## ○議案第54号 豊岡市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則制定について

### 《教育総務課長の説明概要》

議案第54号は、教育機関である豊岡市教育研修所の名称を豊岡市教育研修センターに改めるとともに、こども教育課とこども育成課に係る事務分掌を改める規則改正について審議をお願いするもの。改正箇所およびその考え方等についてはそれぞれの担当課長から説明する。

### 《こども教育課長の説明概要》

こども教育課の関係分を説明する。現行が「教育研修所」という名称になっているところを、「教育研修センター」に変更する。また、分掌事務について、こども教育課に「通学および通園」という文言が入っているので、これを「通学に関する事」に変更する。加えて、社会教育関係をこども教育課が所管しているものがあり、PTAについても、こども教育課が担当しているので、そのことを新たに加えさせていただきたい。また、指導係に「小中一貫教育に関する事」を加えさせていただく。

### 《こども育成課長の説明概要》

こども育成課の関係分を説明する。幼保運営係の分掌事務を少し改めたい。先ほどこども教育課で説明があったとおり、通学通園に関する事の幼稚園・保育園・認定こども園の通園の部分がこども育成課の事務となったので、(6)に「通園に関する事」を加えている。

また、「私立の保育所・認定こども園の認可に関する事」という事務をしていたが、認可については県の権限となるので、「指導に関する事」ということで改めている。

(10)は、従前の(9)家庭的保育事業等、いわゆる定員19人以下の市町村が認可をする保育施設になるが、こちらも「に関する事」としていたが、認可権限が市にあること、それから今のところ豊岡市での展開を予定していないが、もし仮に設置されることになったら運営等について指導を行わなければならないということで、「認可および指導に関する事」と改めている。

最後(11)に、これまで(10)で「私立保育所等に関する事」としていたが、「認可保育所に関する事」が抜けていたので、こちらを加えて改正したい。

(深田委員長)

各課の説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。質問等はありませんでしょうか。

はい、中川委員。

(中川委員)

こども教育課学務係の「(14) 社会教育事業に関すること」と、「(15) P T A等に関すること」だが、(15) はストレートで分かるが、(14) が市長部局との関係で社会教育事業というのは、なかなか表現が難しいと思う。今言ったように、市長部局との事務分掌であいまいにならないかと、ちょっと気になります。

(こども教育課長)

今実施をしている学校支援地域本部事業はこども教育課の所管です。それから土曜チャレンジ学習事業もこども教育課が担当していますが、文科省の動きの中でこれを一体的に行っていくことになっております。具体的に言うと、学校支援地域本部事業と土曜学習チャレンジ事業というのが(14)の大きな内容なんです。これを学校・家庭・地域連携事業のような名称の中で、一体的に行っていくというようなことになっておりまして、このあたりの表記をどうするべきかというところです。あくまでも、学校教育と社会教育という大きな2つの範疇に分かれていきますので、その部分をやはり明記をする必要があるだろうということでの(14)とご理解いただきたいと思っています。

(深田委員長)

学校教育と社会教育との範疇分けの中での、主に学校・地域・家庭との連携を主眼とした社会教育事業というようなことだという説明でした。

(中川委員)

今、例規集で生涯学習課の事務分掌を確認してもらっていますが、そこでもまるっきり同じ表現を使っていたら、それはちょっとまずいと思います。だから頭に、先ほど言われた家庭・地域との連携に関する社会教育事業というような表現の方がふさわしいと思う。それは後からまた検討してください。

(深田委員長)

はい、そのような質問が出ておりますので、後で担当課で確認をしていただいくということをお願いをいたします。その他、何か質問等ありますか。

では質疑を打ち切りさせていただきます。討論に入ります。何かご意見等ありますか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では、「なし」ということで討論を打ち切りをさせていただきます。それではお諮りいたします。本案につきましては、先ほど質問のところでありましたように、「社会教育事業に関すること」の文言につきましては、例規集を確認いたしまして、重複するような文言であれば担当課で適宜適切な表現に修正をするということを前提に承認するというように決定をしてご異議ありませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

先ほど言いましたように少し確認が必要ですが、「異議なし」という声がありましたので、異議なしと認め、議案の第54号につきましては、原案を一部修正して承認するというので、決定をいたしました。

では続きまして、議案第55号「豊岡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。こども教育課長よろしくをお願いします。

### ○議案第55号 豊岡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について

《こども教育課長の説明概要》

豊岡市立小学校および中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定については、現在、小中一貫教育にシフトしていくということであるが、現在行われている教育課程が、豊岡市が計画をしている小中一貫の中では、小学校1年生から英語教育を実施するというので、いわゆる現行の教育課程とは異なった教育課程を実施しようとしていることになり、その部分の実施に関して管理運営規則で明記していく必要があるということを県教育委員会からの指摘も受け、改正をするということである。

特に平成28年度から実施する城崎中学校校区および但東中学校校区の小中学校を中学校併設型小学校および小学校併設型中学校と定める。小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すということ。これらの学校において教育課程を編成しようとするときには、中学校併設型小学校の校長と小学校併設型中学校の校長との間で予め協議するものとするということである。

具体的には、第15条の2を明記をするということで、但東中学校と城崎中学校校区、この2つの中学校校区で教育課程を編成し実施をしていくということである。したがって、平成29年度に全市展開を行うということになると、来年度もう一度この学校管理規則の改正が必要となってくる。

(深田委員長)

説明は終わりました。質疑に入りますけれども、何か質問等がありますでしょうか。

はい、中川委員。

(中川委員)

学校教育法施行規則の第79条の9というのは、最近改正された内容でしょうか。その規定による小中一貫を実施するという根拠条文だが、また後で教えてください。どういうことが書いてあるのかと思って、昨日、持っている資料を見たのだけれどもわからなくて。たぶん最近追加になっていると思うので、もしあればその条文をちょっと見せてほしいなと思います。

(深田委員長)

根拠法の質問が出ておりますので、後でまたその条文等につきましてははっきりいたしましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その他何か質問ありますでしょうか。では質疑を打ち切りとさせていただきます。次、討論に入りますけれども、ご意見等ありますでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では討論打ち切りをさせていただきます。お諮りいたします。本案につきましては原案のとおり承認するというこゝで決定してご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

異議なしと認めます。よつて議案第55号につきましては、原案のとおり承認するというこゝで決定いたしました。

続きまして議案第56号「豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。こども教育課長、説明をお願いします。

## ○議案第56号 豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則制定について

《こども教育課長の説明概要》

豊岡市通学用バス運行管理規則の一部を改正する規則の制定については、小学校における豊岡市バス通学補助認可基準を見直したこゝにより、新たに6地域において通学用バスを運行するための規則制定である。

新たな地域は、竹野町林、日高町赤崎、日高町知見、日高町羽尻、日高町田ノ口、出石町上野で、この6地域についてバスを運行することになり、児童はバス通学になる。

(深田委員長)

説明は終わりました。では質疑に入ります。質問等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では質疑打ち切りをさせていただきます。討論に入ります。ご意見等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

討論打ち切りをさせていただきます。お諮りいたします。本案につきましては原案のとおり承認するという事に決定してご異議ありませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

意義なしと認めます。よって議案第56号につきましては、原案のとおり承認するという事に決定をいたしました。

続きまして議案第57号「豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令制定について」を議題といたします。事務局、こども教育課長、説明をお願いします。

#### ○議案第57号 豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令制定について

《こども教育課長の説明概要》

豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令制定については、豊岡市教育研修所を豊岡市教育研修センターに名称変更することに伴い、所要の規定の整備を行う。

現在、豊岡市教育研修所長印ということで使用しているが、これを豊岡市教育研修センター所長印に変更する。

(深田委員長)

説明は終わりました。質疑に入ります。何か質問等ありますでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では、質疑を打ち切りたいと思います。討論に入ります。何かご意見ありますか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

討論打ち切りをさせていただきます。ではお諮りいたします。本案につきましては原案のとおり承認するという事に決定してご異議ありませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

異議なしと認めます。議案第57号「豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令制定」につきましては、原案のとおり承認するという事に決定をいたしました。

続きまして議案第58号「豊岡市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱制定について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。こども育成課長、よろしくお願ひします。

## ○議案第58号 豊岡市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱制定について

《こども育成課長の説明概要》

豊岡市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱制定について、改正の理由については、申し訳ないが、平成19年にこの実施要綱を策定し、その後の法改正の部分の改正が未整理であった。平成22年の児童福祉法の一部改正の部分、それから平成26年に制定した市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に合わせて関係規定の整備を行いたい。また、現在3月市議会に提案している放課後児童クラブの設置管理条例に合わせて、城崎放課後児童クラブの位置を変更したいと考えている。

改正の内容は、第1条については、平成22年の児童福祉法の一部改正で引用する条番号に条ずれが生じており、「児童福祉法第6条の2第2項」を「児童福祉法第6条の3第2項」に改める。

第4条については、市の放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例制定に伴い、実施する施設について市の条例に規定する基準に適合するものでなければならないという条文に改める。

第5条は、国の省令「放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準」で児童クラブに配置する職員を「支援員」としているのので、第5条で現在「指導員」としている職種を「支援員」に改める。合わせて、第5条の第1号、第2号それから第2項について、国の省令、市の条例との整合を図る。

第6条は、事業を委託をしている場合の使用料の規定について、現在の条例の規定の引用する項番号を改める。また現在条例改正を提案しているが、城崎こども園に委託している放課後児童クラブについて、位置を「城崎町湯島802-1」から「湯島578番地」に改めるものである。

(深田委員長)

説明は終わりました。では質疑に入ります。質問等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では質疑打ち切りをさせていただきます。討論に入ります。何かご意見等ありますでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

討論を打ち切りさせていただきます。それではお諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり承認するという事に決定をしてご異議ありませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

異議なしと認めます。よって議題第58号につきましては、原案のとおり承認するという事に決定をいたしました。

続きまして議案第59号「豊岡市学校施設整備計画の策定について」を議題といたします。事務局、教育総務課長、説明をお願いいたします。

### ○議案第59号 豊岡市学校施設整備計画の策定について

#### 《教育総務課長の説明概要》

学校施設整備計画を別冊資料のとおり定めることについて、審議をお願いするもの。

この計画の策定にあたっては、審議会の答申をふまえ、教育委員の方々には、途中経過報告や勉強会、それから協議をお願いしてきた。先般実施したパブリックコメントを経て、最終的に別冊資料のとおりの内容としたい。なお2月15日に委員各位に送付した資料からの変更を赤字で記載している。また最終修正箇所一覧とパブリックコメントの結果についても配付させていただいた。パブリックコメントは、2月24日から3月7日まで実施し、4件の意見があった。事前配付資料のとおり、3月16日に回答をホームページに掲載した。

(深田委員長)

事務局からの説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。何か質問等ありますでしょうか。

はい、教育長。

(石高教育長)

学校長には今後具体的に整備計画の内容について説明する予定はありますか。

というのは学校統合の問題が入っているから、学校長にしっかりと方針を踏まえて説明しないといけない。保護者は教育委員会に直接聞いてこない。各学校長とのやりとりの中で、学校長が「いや、それちょっと聞いてませんわ」とか「統合についてはこうですわ」とか、こちらの方針と違ったことを言われても困る。

(教育総務課長)

今、教育委員会事務局職員、教育委員の方々も同じ認識を改めてしていかないといけないということで、学校施設整備計画の概要版を作りかけている。機会をとらえて学校の先生方にもそういうものを説明していきたい。



(中川委員)

本当はこれだけを議題にして校園長会で説明するべきだと思います。概要版は後でもいいから、やはりそのもので説明した方がいいのではないですか。

(石高教育長)

特に、入学式は地域の方が来賓として来られる。豊岡市の学校施設整備計画が出ましたとなったら、学校によったら統合問題が必ず話題になると思う。それと私が一番心配するのは、その中で今回新たに「新しい教育システム（小中一貫教育）を効果的に進めるための学校の在り方について」が付け加わった。となると、小中一貫教育は統合とセットかといった捉え方を短絡的にされる人が出てくる可能性がある。ではなしに、「新たな国の教育課題に対応するために、豊岡市が進めている小中一貫教育の取組が1つあるんですよ。もう1つは、今豊岡の学校教育が抱えている3つの課題に対応するためですよ。」このことを全面的にしっかり打ち出しておかなければ、この小中一貫教育を統合と捉えられたら、これから各中学校単位で取り組んでいく小中一貫教育の取組が非常に理解が得られなくなる。したがって、そうではないんだということを、まず、一番地域や保護者と直接に繋がっている学校長にこのあたりをしっかりと説明していかなかったら、あやふやな答えをされると、後でそれを説明するのに大変時間がかかるのではないかと思います。なんとか学校長への対応をぜひ検討していただきたい。

(深田委員長)

もう討論に入っておりますので、質疑は打ち切りをさせていただきまして、教育長の今の発言等につきましては、討論としてご意見をお伺いしておきます。その他、何かご意見等ありませんでしょうか。

(中川委員)

3月中の校園長会でそうした話をしておいて、新年度になってからも少し時間をもらって説明してはどうですか。

(石高教育長)

それと、卒業式に事務局の職員が行きますよね。事前に、統合についてはこうですよということをしっかりとこちらの方針を伝えることも大事です。小規模校は話題が出る可能性もある。来年何人入学してくるんだという、この話題が出る。だからそのあたり、「いやいや教育委員会としては統合についてはこういった考え方で進めます」ということを、全部じゃなくても、そういったあたりの基本線だけでも伝えておいてほしい。

(深田委員長)

今、討論の中でいろんなご意見が出ております。これは整備計画ですので、今後、学校等に説明するにあたり、いろいろと懸念される事項があるのではないかとということでご意見が出ております。特に、学校統合等留意事項については、なんらかの事前の配慮説明等々が必要ではないかという教育長からのご意見も出ておりますので、事務局におかれましてはこの点につきまして十

分配慮をしていただき討論を重ねられる中で、スムーズに実施できますようご配慮をいただきたいと思います。

その他ご意見ありますか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

ではお諮りいたします。今討論の中でありました、計画の「4 学校統合等留意事項」の項目等につきましては、今後十分な配慮をされる中で説明をしていただくということを踏まえまして、この議案の第59号につきましては、原案のとおり承認するということに決定してよろしいでしょうか。ご異議ありませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

では異議なしと認めます。議案第59号につきましては、先ほどのような付帯の意見も付けて、原案のとおり承認するということに決定をいたしました。

では続きまして議案第60号「第3次とよおか教育プラン平成28年度実践計画の策定について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。教育総務課長。

### ○議案第60号 第3次とよおか教育プラン平成28年度実践計画の策定について

#### 《教育総務課長の説明概要》

平成28年度実践計画を別冊資料のとおり定めることについて審議をお願いするもの。

この計画の策定にあたっては、検証委員会の検証、担当課の自己検証、学校現場の検証の3つの検証を行い、4回の関係課協議、それから学校長、園長で構成する2回の検討会、さらに、教育委員との協議や意見をいただく中で、最終的に別冊資料のとおり調製をさせていただいた。平成27年度実践計画からの変更箇所を赤で表記している。2月の定例教育委員会会議において進捗を報告した内容からの変更は、写真を平成28年度用に全面的に差し替えたことと、精査による若干の文言修正である。平成28年度の実践計画の特徴としては、再掲取組の整理をしたことにより、取組数が12減ったこと、平成27年度の数値目標の結果の分析を踏まえて、平成28年度の指標・取組を検討したことが挙げられる。

なお、この実践計画については、3月28日の校園長会で冊子を配付し、その日の午後に各学校にデータ送信する段取りをしている。

(深田委員長)

説明は終わりました。では質疑に入ります。何か質問等ありますでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では質疑打ち切りをさせていただきます。次に討論に入ります。ご意見等ありますでしょうか。

では私から1点だけ意見を述べさせていただきます。家庭教育の向上という方向です。これにつきまして今までの討論の中で、あまり文言も変わらなかったような部分もありましたが、今回ここに、特に取組の2番目のところで、しっかりと分かりやすい文言に変えられている。「子育てをするための学習」という具体的な文言だとか、「保護者自らが成長していくための学習の機会の提供」というような文言で精査されたのが大変よかったと思っております。この点について、いろいろと若いお母さん方からの話を聞く機会もあったりして感じるのは、若いお母さん方が、いままでのように家庭の中で、自分の親やおばあちゃんから学習する機会というのは、本当になくなっているのだということです。そういう意味では本来の公教育といいますか、教育委員会等々が担当すべきことではないかもしれないけれども、実際にはこういうようなことで機会を提供するというのは必要不可欠になっているのかということを感じておりまして、こういうふうな社会教育の面でバックアップをしていくということが必要になっていると感じておりましたので、これは整理がされて良かったと思っております。このように何回も討議をした上で、最終的にこういう形にまとめていただいたこと、大変良かったと思っておりますので、感謝をしております。

その他は何か討論、意見ありますか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では討論を打ち切りをさせていただきます。お諮りをいたします。本案につきましては、原案のとおり承認するということに決定をしてご異議はありませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

異議なしと認めます。議案第60号につきましては、原案のとおり承認するということに決定をいたしました。

引き続き、議案第61号から第67号までは、教育財産としての用途廃止についての議案となっております。第61号から第67号につきましては一括で審議をし、そして質疑・討論で承認を得たいと思っておりますので、議案第61号から議案第67号までは、一括審議とさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(深田委員長)

では、承認を得られましたので、議案第61号から議案第67号までの「教育財産としての用途廃止について」を一括審議といたします。それでは事務局からの説明をお願いいたします。教育総務課長、よろしくお願いいたします。

《教育総務課長の説明概要》

**○議案第61号 旧豊岡市立西気小学校建物及び構築物の教育財産としての用途廃止について**

議案第61号は、旧西気小学校のプールと、プールに付随した機械室とトイレを取り壊したので、教育用財産としての用途を廃止することについて審議をお願いするもの。

当議案では機械室とトイレが建物、プールが構築物という区分になり、用途上の区分は、機械室、トイレとも校舎ということになるので、そのような表記をさせていただいている。資料の写真にはプールが写っているが、現在は取り壊しが完了している。完了届の提出日を用途廃止日としている。

**○議案第62号 旧豊岡市立西気小学校用地及び建物の教育財産としての用途廃止について**

議案第62号は、旧西気小学校の管理教室棟および倉庫を取り壊し、特別教室棟、屋内運動場、グラウンド用地等を地域化の活性のために使用するため、教育用財産としての用途を廃止することについて審議をお願いするもの。

財産の内訳については資料に記載のとおり、範囲についても資料の写真に示すとおりで、管理教室棟は取り壊され、西気地区公民館が建設される予定である。特別教室棟、屋内運動場、グラウンド等については、西気地区へ無償貸与されると聞いている。今後の所管は地域コミュニティ振興部生涯学習課となる。

**○議案第63号 旧豊岡市立三江幼稚園用地及び建物の教育財産としての用途廃止について**

議案第63号は、旧三江幼稚園用地及び建物を三江放課後児童クラブに転用するため、教育用財産としての用途を廃止することについて審議をお願いするもの。

財産の内訳については資料記載のとおりで、範囲についても資料の写真に示すとおりである。今後の所管はこども育成課となる。

**○議案第64号 旧豊岡市立港西幼稚園建物の教育財産としての用途廃止について**

議案第64号は、旧港西幼稚園の建物を港西放課後児童クラブ、港東放課後児童クラブに転用するため教育用財産としての用途を廃止することについて審議をお願いするもの。

財産の内訳については資料に記載のとおりで、範囲についても資料の写真に示すとおりである。今後の所管はこども育成課になる。

**○議案第65号 旧豊岡市立清滝幼稚園建物の教育財産としての用途廃止について**

議案第65号は、旧清滝幼稚園の建物を清滝放課後児童クラブに転用するため、教育用財産としての用途を廃止することについて審議をお願いするもの。

財産の内訳については資料に記載のとおりで、範囲についても資料の写真に示すとおりである。今後の所管はこども育成課となる。

○議案第66号 旧豊岡市立資母幼稚園建物の教育財産としての用途廃止について

議案第66号は、旧資母幼稚園の建物を資母放課後児童クラブに転用するため、教育用財産としての用途を廃止することについて審議をお願いするもの。

財産の内訳については資料に記載のとおりで、範囲についても資料の写真に示すとおりである。今後の所管はこども育成課となる。

○議案第67号 豊岡市立歴史博物館「但馬国府・国分寺館」用地の教育財産としての用途廃止について

議案第67号は、豊岡市立歴史博物館用地の一部が、国道482号祢布交差点付近の改良に伴い買収されることになったため、教育用財産としての用途を廃止することについて審議をお願いするもの。

(仮称)日高インターの供用開始に伴い、交通量の増加が予定されることから、国道482号の祢布交差点に左折レーンが増設されることになる。現在歩道となっている部分を左折レーンに、現在博物館の築山となっている部分の一部を含めて、新たに歩道を新設するという計画となっている。資料に掲げている土地合計156.45㎡の買収に供し、教育用財産としての用途廃止をしたいというもの。

(深田委員長)

ただいま議案第61号から議案第67号までの教育用財産としての用途廃止についての各項目について説明をいただきました。一括して質疑に入ります。何か質問等がありますでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では、質疑の打ち切りをさせていただきます。討論に入ります。何かご意見等ありますでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では討論打ち切りをさせていただきます。お諮りいたします。議案第61号「旧豊岡市立西気小学校建物及び構築物の教育財産としての用途廃止について」から議案第67号「豊岡市立歴史博物館「但馬国府・国分寺館」用地の教育財産としての用途廃止について」までにつきましては、原案のとおり承認することに決定してご異議ありませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

異議なしと認めます。議案第61号から議案第67号までにつきましては、原案のとおり承認するという事に決定をいたしました。

続きまして議案第68号「寄附物件の申出について」を議題といたします。事務局、教育総務課長、説明をお願いいたします。

#### ○議案第68号 寄附物件の申出について

《教育総務課長の説明概要》

議案第68号は、資料の一覧表のとおり、個人3件、団体15件の寄附物件の申し出があったので、これを受納しようとするもの。

なお今回の議案物件は、卒業・卒園・退職等に係る記念品的なものがほとんどとなっている。

(深田委員長)

説明終わりました。質疑に入ります。何か質問等ありますでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では質疑打ち切りをさせていただきます。討論に入ります。何かご意見等ありますでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では討論打ち切りをさせていただきます。お諮りします。本案につきましては、原案のとおり受納を承認するという事に決定をしてご異議ありませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

異議なしと認めます。議案第68号につきましては、原案のとおり承認するという事に決定をいたしました。

議事進行についてです。このあと報告事項が議事の中で残っておりますが、この報告事項第18号以降につきましては、ここで休憩をとった後、再度再開したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(こども教育課長)

委員長。先ほどの学校管理運営に関する規則の根拠について説明します。

(深田委員長)

こども教育課長から発言があります。よろしくお願いします。

(こども教育課長)

「義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める」ということで、文科省から告示をされております。この法令が平成28年4月1日から施行されるということで、学校管理運営規則も合わせて変更させていただくということでありまして。学校教育法施行規則第79条の9ですが、「同一の設置者が設置する小学校および中学校においては、義務教育学校に準じて小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことができる」というような規定文章となっております。

(深田委員長)

学校教育法施行規則の説明でした。

では、休憩に入ります。10時40分に再開します。

————— 休憩 —————

(深田委員長)

では休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

報告第18号に入りたいと思います。報告第18号「平成28年3月市議会答弁概要について」を議題といたします。教育次長、説明をお願いいたします。

#### ○報告第18号 平成28年3月市議会答弁概要について

《 平成28年3月市議会における教育委員会への質問に対する答弁内容について、教育次長が報告した。 》

(深田委員長)

説明は終わりました。質問だとかご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

ないようですので、質問・意見、打ち切りをさせていただきます。報告第18号につきましては、このように答弁をしていただいたということですので、ご承知おきください。

続きまして、報告第19号「豊岡市多子世帯保育料軽減事業実施要綱の一部を改正する要綱制定について」説明をお願いいたします。

## ○報告第19号 豊岡市多子世帯保育料軽減事業実施要綱の一部を改正する要綱制定について

《こども育成課長の報告概要》

豊岡市多子世帯保育料軽減事業実施要綱の一部を改正する要綱制定について説明する。この多子世帯保育料軽減事業については、県の制度である。平成27年度から私立認定こども園の多子世帯の保育料軽減について、県の補助金の流れ、交付申請の方法が変更されたために改正をするものである。

第3条だが、県の取り扱いの変更に伴い、公立の幼稚園、認定こども園については、市が保育料を徴収しているので、保育料を減額するという方式で行っているが、私立の認定こども園については、平成26年度までは県から直接、城崎やこくふこども園に補助金が交付されていた。平成27年度からは市を経由して県の補助金を交付するということになったので、公立園の減額の方式、それから私立の認定こども園に対する市の補助金の交付という方法により軽減を行うものとするという規定に改めている。

第5条についても、これまでは公立の幼稚園・保育園の保護者だけを想定していればよかったが、私立認定こども園の園長を通じても申請が上がってくるので、第5条の「児童の保護者」という欄を「申請者」、それから「申請書」については、保護者から直接市に上がってくる申請書と私立認定こども園の園長を通じて上がってくる園全体の申請書ということで、「申請書等」という表記に改めた。

(深田委員長)

説明は終わりました。質問やご意見はありますか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では質問・意見、打ち切りをさせていただきます。報告第19号につきましては、このように要綱の一部を改正されましたということでご承知おきください。

## [日程 第6 教育委員会事務局の報告]

(深田委員長)

第6、教育委員会事務局の報告に移ります。まず最初に教育総務課、1件あります。では、教育総務課の「平成27年フィフティ・フィフティシステムの実施結果について」報告をお願いいたします。

### 1 教育総務課

《教育総務課長の報告概要》

#### (1) 平成27年フィフティ・フィフティシステムの実施結果について

平成27年のフィフティ・フィフティシステムの実施結果がまとまったので報告する。

小中学校38校中35校で効果があり、学校への還元額については、1,888,008円となっている。



(深田委員長)

説明終わりました。何か質問等ありますでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では質問・ご意見等ありませんので、次に移らせていただきます。

続きましてこども教育課、2件ありますけれども、まず最初に「平成28年度の入学式（入園式）について」報告をお願いいたします。

## 2 こども教育課

《こども教育課長の報告概要》

### (1) 平成28年度入学式（入園式）について

平成28年度の入学式・入園式について、また教育委員会告辞をよろしくお願ひしたい。

資料の出席者割当の一覧表をご確認いただきたい。入学式については、4月8日・金曜日、また入園式は4月12・火曜日である。ご都合等悪い部分があればお知らせいただきたい。

(深田委員長)

今ありましたように、もしご都合等ありましたら、こども教育課にお伝えください。調整をしていただきます。

《教育委員の質問・意見概要》

(石高教育長)

運動会については感想を後で集約しているが、卒業式と入学式はまったくそのようなものはない。何か教育委員の方々が気が付かれたことがあったら、意見集約する機会が必要ではないか。そのあたりはまた今後気をつけてほしい。ペーパーにまとめる必要はなく、定例の教育委員会会議の時間を使って、感想があれば話してもらおうということぐらいでいいと思う。

(中川委員)

卒園式で合橋認定こども園に行ったが、卒園児が少なくて、園長が卒園修了書を渡す時には、1人ずつコメントされていた。あれはやはり小規模校だからそういうことができるんだなと思った。やはり印象に残った。退場のときも担任の先生が屈んで、1人ずつ抱きかかえて、なかなかいいなと思った。

(深田委員長)

教育長からのご意見もありましたので、今後また配慮していただくということで、お願ひいたします。

では、次に移らせていただきます。

こども支援センターの2月の状況報告について、報告をよろしくお願ひいたします。

## 《こども教育課参事の報告概要》

### (2) 豊岡市こども支援センター2月の活動状況報告について

当日配付資料に2月分のこども支援センターの活動状況報告書が数字としてまとめているのでご覧いただきたい。それとは別で、3月の第2週に3日間かけて、支援センターの職員と面談をした。そのときの話を少しさせていただく。

こども家庭相談係は、こども育成課長が面接されたと思うが、不登校のラインと特別支援教育のラインの職員と面談をした。それぞれの職員が仕事をするときに、どんなふうに分業の仕事をしているのか、また対外的な関わり等でどんな課題意識を持っているのか、そのようなことを時間をかけて話を聞くことができた。まとめると、12月1日から移転開所によって、現在のところで3つのラインが一緒になることによって連携と連絡が密になったということは、押し並べて職員が言っていた。その内容は結局複数のラインが同時に動けるというその支援の質と速さ両方が向上できるようになったこと。また、対外的な組織とのつながりも確実に窓口一本化によって対応ができるようになったと、そのようなことを言っていた。子どもたちへの支援の質が上がるということは、すべての職員が実感していたところである。

一方、課題をまとめると、職員のそれぞれが観の違い、児童観とか指導観とかいうイズムの違いに戸惑う場面もあったと言っていたし、同じラインの中でもやはり連携と連絡の情報共有がなかなか難しい。連携と連絡は良くなったと感じる部分とやはり同じラインの中でも動きがなかなか共有化できないということを実感をしているようである。

それに伴って次年度は、現組織の体制において支援の質を、確度をどうやって高めていくのかということをしつかりとやっていかなければいけないと考えている。具体的には、支援センターの中の職員が職員同士で学びあえるという研修。保護者を対象にした研修会や学校の先生方を対象にした研修会に出向いていくようなことは今年度もやっているが、実際の職員同士の学び合いということをしつかりとやっていく必要がある。そうすることによって、それぞれの職員のイズムのすり合わせが可能になってくるということを考えるので、職員内の研修会をする必要があると考えている。

もう1点は、それぞれのラインの中の情報共有。外の組織との情報共有、学校との情報共有ということも大切だが、それよりもまず職員同士の情報共有をしていく必要がある。この2点をまずは優先的に取り組んでいく必要があるということを目撃の中から感じた。

## 《教育委員の質問・意見概要及び事務局の回答・説明概要》

(中川委員)

一番最後に言われた各ラインでの情報共有を図るということ。これはこれでももちろん大事だが、実際12月から今のところに移転して、そういった職員同士でいろいろ意見交換ができる時間というのは、確保できそうなのか。

(こども教育課参事)

そこを確保していくしかないと思う。特に外に出ていくラインの人たちは時間調整が難しいが、しっかりと1時間とるとか、そういうことは必要なく、まずは「こんな事案について行って来たんだけど、こんな状況だった」というようなことから始めていく必要があると思う。完全に独立採算性と言ったら大げさだが、そんな状況になってしまわないように、歯止めをかける必要があると思う。

(石高教育長)

不登校のライン、特別支援のラインはそれぞれ誰が中心になるのか。

(こども教育課参事)

現在のところ、不登校ラインは、対外的な動き、学校に出かけていくといったことは主任指導員が中心になってやっている。

特別支援ラインは、特別支援コーディネーターが中心になって、スケジュール調整をすることになる。今年度、健康増進課から異動してきた2人の心理士は、やはり1歳6か月検診、3歳児検診、5歳児発達相談という健康増進課が行っている事業をそのまま引き継いでいるので、学校に直接入っていくということが時間的には極端に少なくなる。面談の中で、そのスケジュール調整が非常に難しいということコーディネーターから聞いている。

個人面談の後に、特別支援教育関係のラインだけで合同の協議をし、「誰々は修学前の子どもを見る」というはっきりとした役割分担はしないでおこうと共有をした。やはりはっきりとしてしまうと、よそ事になってしまう。就学前に見ていた子どもたちは、やがて小学生に上がり中学生になるので、そのあたりはそれぞれ3人の心理士がそれぞれの時期に関わっていたということがすごく強みになると思う。「あとき自分はこんな見え方がしたよ。こんな家庭環境が変わったのでこんなことになったかもしれないね」ということを専門職である心理士がすり合わせるという状況を作れるということが、非常に強みかなということは話した。

(石高教育長)

2人の心理士は、健康増進課の子どもの検診には、すべてに出ていて、心理士が常に検診の場に居なければならないという検診の内容になっているのか。

(こども教育課参事)

受け持ちがあるので、2人が同時に出るわけでない。そこで心理士が関わったことについては報告書を書いて、そのことが保護者に返されるわけなので、それは心理士がいないといけないということである。

(石高教育長)

事前に心理士に相談したいから心理士がそこで相談に乗るのではなく、心理士がこれはと行って、すべてのお母さんと対面する中で相談に乗るというシステムになっているのか。

(こども育成課長)

保健師との面談の中で、やはり発達面に関する内容があれば、その時に心理士が発達相談のコーナーを持っているので、そちらに紹介していくという形になる。基本的には心理士は3歳児検診の場には同席することになっている。

(石高教育長)

私が心配してるのは、そこでいろんなことを相談するのだから、具体的にそれを踏まえて、次に学校教育の中でその繋がりをどう設定していくかということになる。今の状況で、逆に学校現場に行けるのか。今の状況では、2人の心理士がそちらに全部手が取られるとするならば、学校サイドに対しては、1人が38校を全部見ていくという体制になるが、果たしてそれでいいのかと思う。

(こども教育課参事)

そういうことにならないように、はっきりと自分は就学前の係という担当は決めないでおこうということにした。

2人の心理士は学校に行ってはいるが、回数は少ないということである。ただもう1人の心理士の場合は8割、9割が学校なので就学前はほとんど行かない。それを完全な役割分担をはっきりとしない方がいいということを、特別支援教育のラインで私も一緒に話をした。

(石高教育長)

役割分担とかはしなくていいが、一番心配するのは、今の状態で、2人の心理士が本当の意味で勉強になるのかと思う。本当に鍛えられ、育つのだろうかということ逆を心配する。

できるだけいろいろな子どもの育ちに合わせて全体が見られるようにしなければ、この部分は分かるけどこの部分は分かりませんということになったら、育ちの連続性、系統性、そういうものが繋がらない豊岡市の支援センターのシステムになってくるから、時間的な生み出し方が大変だろうが、そのあたり十分に気を付けてお願いしたい。

(こども教育課参事)

学校に行けば保護者に対してではなく、先生に対して指導を入れていくというような場面も出てくるので、そんなことができるようにコーディネーターの方で調整するように、また念押ししておく。

(深田委員長)

今の話を聞いて言えるのは、要するに所長の報告の中で、課題として職員の児童観の違いが明らかになったということだが、児童観・生徒観が違うのは当たり前であって、そこをやはり共有の目的として、こども支援センターとして、そのような違う児童・生徒観を基にしながらどこを目指すかということを確認していくというのが仕事だと思う。そういう意味では、まだ組織そのものが立ち上がって間がないからだろうと思うが、そここのところずっと停滞したままで、各学校にカウンセラーが行って、相談をして、それで報告書をまとめてセンターに集約するというだけのことになると、今までと何ら変わらない。そういう意味では、課題として明確にされ、その一つの質を高める方法として、職員同士の学び合いということを提示されているというのは、これは大変大切なことだと思う。職員同士の学び合いというときに、明確にセンターとして目指す課題というか責務というかを共有しないといけないと思う。それが先ほど言うところの情報の共有化にも繋がるのだからと思うので、具体的には教育長が、人の配置の問題とかそういうことを言われたが、概念的に言ったらそのようなところがこれからの一番大きな課題かなと感じた。

(こども教育課参事)

特に顕著に出るのは不登校のラインである。実際に子どもたちがセンターにやってきて、そこで活動するときに、職員がどんな声かけをしていくのかということについて、毎年、組織が変わり、新たな人が来ると、またそこで最低限こういう関わり方をしようとかいうことは必要だということで、報告させていただいた。それぞれの職員の個性を生かして仕事をする際に、どこまで家庭の中に入っていきのかというさじ加減もあるし、特別支援教育のラインでは、先ほど言ったように、子どもたちあるいは先生・保護者に、どんな声かけをしていくのかというのは、はっきりとした事細かに線引きはできないが、研修で行っていくのが妥当かなと思う。今委員長に指摘いただいたところは、そういうところで気をつけていきたいと思う。

(石高教育長)

不登校と特別支援と家庭相談係。3本柱があるが、支援センターとしての目的の下に、束ねる者が必要。少なくとも今のポジションでいったら副所長がそれをしないといけない。そういった組織作りを皆が理解していかなければ、それぞれがそれぞれの思いの下でやっていたら非常に

弱い。そのあたりを今後、所長は常にその場にはいないのだから、センター長がいなくてもそれをしっかりと東ねていく組織の中でのポジショニングを、職員にしっかりと伝えていくことが大事だと思う。

(深田委員長)

その他何かありますでしょうか。

(こども育成課長)

報告事項ということではないですが、こども育成課の連絡事項です。

1点目は、4月11日に厚生労働省の関係の会計検査が豊岡市に入ることになりました。6年前、平成22年に国の補助金を返還することになりましたが、今回はそのようなことはないと思っています。保育所運営費の関係、それから厚生労働省ですので生活保護や児童扶養手当の関係を4月11日・月曜日の午後半日、豊岡市を検査をするということでもあります。

2点目は、4月の保育園の入園ですが、転勤のシーズンなのでまだはっきりとした数字が確定していませんが、待機児童が十数名出る予定です。主には保育所に預けられたら仕事を探したいという方、いわゆる求職活動の方がほとんどですが、中には特定の保育園が空くまで待つという方も何人かおられて、昨年、平成27年度は待機児童ゼロでスタートできましたが、平成28年度は待機児童十数名生じるということでご報告させていただきます。

(深田委員長)

2点今報告がありました、今の報告につきまして何かありますか。

(委員)

なし。

(こども教育課長)

先ほど分掌事務のことについて例規を確認してほしいということで意見をいただき、確認をしました。「豊岡市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程」における補助執行する事務ということで、地域コミュニティ振興部の生涯学習課関係の分掌事務と見比べておりますが、「社会教育事業に関する」という言葉は全く出ておりませんので、被りはございません。しかし、地域コミュニティ振興部の方には具体的な分掌事務が書かれております。今回提示させていただいたのが、「社会教育事業に関すること」という大変大きい括りでありますので、もう少し分かりやすい言葉にした方が良いのかなということで内部で精査させていただいて、(14)は「学校・家庭・地域の連携協力推進事業に関すること」としたいと考ますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

(深田委員長)

これは皆さんにご了承得ましたように、その文言等につきましては、生涯学習課と重複せず、より具体的にわかりやすい表現にして訂正をされれば、それはそれで承認したということで決定をしたと思っております。

では、教育委員会事務局の各課報告、以上で終了させていただきます。

## [日程 第7 教育委員会活動予定]

(深田委員長)

第7、教育委員会の活動予定について、事務局から説明をお願いします。

《教育総務課係長の説明概要》

### 1 次回教育委員会会議の日程について

次回の教育委員会会議は、平成28年度の第1回目で、4月28日・木曜日の13時30分から本庁舎3階の庁議室で開催する。

5月の定例会は、友田委員の任期が5月16日までで、5月17日から新たな委員の任期という形になり、5月17日にいろいろと決めないといけないこともあるため、この日に開催させていただくことになる。ご了承いただきたい。5月17日・火曜日の14時から同じく庁議室で開催する。

### 2 今後の活動・行事予定

今後の活動予定は、資料に記載しているとおりで、現在わかっている段階での活動を記載している。4月1日は教職員の辞令交付式、5日は第1回校園長会が開催される。例年のおり全委員の出席でよろしくお願ひしたい。

(深田委員長)

それでは5月17日につきましては、動かさませんので、5月17日・火曜日、14時からの定例会、ご予定をお願いいたします。何か今後の活動予定についての質問ありますでしょうか。

それではその他としてこの際、何か発言ありますか。

はい、ではその他特別な発言もありませんので、以上をもちまして定例の教育委員会会議を閉会いたします。

---

閉会 午前11時25分

---